

米国著作権局、AI に関する法律上の課題等を調査するための意見募集を実施

2023 年 9 月 14 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

米国著作権局（USCO）は、8 月 30 日付の官報¹で、AI、特に生成系 AI がもたらす著作権法上の課題などを調査するための意見募集を実施すると発表した。

USCO は、AI によって生成された作品の著作権の扱いや AI の学習への著作物の使用など、AI がもたらす課題等を検討するための「AI Initiative²」を 2023 年 3 月に開始している。その取組の中で、4 月から 5 月にかけては文学作品、映像作品、音楽作品といった、それぞれの作品形態における著作権法上の課題を聴取するためのリスニング・セッションやウェビナーを実施する等、AI に関する議論を進めていた。

また、同年 8 月 18 日には、AI が作成した二次元画像の著作権登録出願が拒絶されたことを不服として AI 開発者 Stephen Thaler 氏が USCO を提訴した事件において、コロンビア特別区連邦地裁が、AI が作成した作品は著作権保護を受けられないと判断したことも話題になっていた。

USCO は、リスニング・セッションなどのこれまでの議論を受けて、より幅広い関係者からの意見を聴取するために今回の意見募集を実施するとしており、意見の提出期限を 2023 年 10 月 18 日としている。

今回意見を求めている主な内容は以下のとおり³。

一般的な質問

- 生成系 AI のメリットと著作権法上のリスクについてどのように考えるか。
また、現在、クリエイターや技術開発者にどのような影響を及ぼしているか。
- 著作権と AI に関連して、他国で採用されている法的アプローチで、米国で検討または回避すべきものはあるか。

AI 開発・学習段階

- 著作権で保護されたどのような教材が AI の学習に使用され、それらの教材はどのように収集・管理されているのか。
- 著作物を AI の学習に使用する際に、どの程度まで著作権者からライセンスを受けているか。
- どのような状況であれば、AI の学習に著作物を無許可で使用する事が許されると考えるか。

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-08-30/pdf/2023-18624.pdf>

² <https://copyright.gov/newsnet/2023/1004.html>

³ 質問の詳細については官報の 59946 ページを参照。

透明性と記録の管理

- 著作権者が自身の著作物が教材として使用されたかどうかを判断できるようにするため、AI 開発者は使用した教材に関する記録の収集・保持・開示を義務付けられるべきか。
- AI の学習に著作物が使用されたことを著作権者に通知する義務があるとするれば、具体的にどのような義務を課すべきか。

生成系 AI と著作物性

- 著作権法上、生成系 AI を使用する人間が、AI によって生成された作品の著作者とみなされるべき状況はあるか。あるとすれば、その判断にはどのような要素が関係するか。
- 著作者は人間に限られること（human authorship requirement）を明確にするため、または AI が生成した作品が著作権保護の対象となる場合を判断するための追加的な基準を示すために、著作権法の改正は必要か。

生成系 AI と権利侵害

- AI が生成した作品は、複製権や二次的著作物の権利など、著作物の排他的権利を侵害することがあるか。あるとすれば、どのような状況においてか。
- AI 開発者が、使用した学習用教材に関する記録を保持しない場合、著作権者はどのようにして複製の要素を証明することができるか。
- AI が生成した作品が著作物を侵害することが判明した場合、誰が責任を負うべきか。生成 AI の開発者、AI が組み込まれたシステムの開発者、システムのエンドユーザーか。

ラベリング

- AI によって生成された作品にラベル付けすることを、法律によって義務付けるべきか。義務付けが必要である場合に誰が AI によって作成された作品であると特定する責任を負うべきか。
- ラベル付けが義務とされる場合、作品にラベルを付けないことやラベルを削除する行為をどのように扱うべきか。

（以上）